

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

策定：令和 5 年（2023 年） 3 月 28 日

都道府県名 北海道

I 収益性向上対策

1 目的

地域の創意工夫による強みを活かした地域一丸となった収益力強化の取組を通じ、消費者等のニーズに対応した安全で良質な農産物の計画的・安定的な生産・供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化を進め、国際競争力のある産地づくりを推進する。

2 基本方針

作物名									
（１）共通	本道の農業振興に関する計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づき実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。 特に ICT の活用などスマート農業の推進による低コスト・省力化生産や省エネルギー園芸施設導入による生産コストの低減、地域営農支援システムを活用した作業の外部化、農業者と商工業者等が連携した 6 次産業化及び流通段階の効率化を図る集出荷貯蔵施設等の再編整備を推進する取組に対し重点的に支援する。 （参考）本道の農業振興に関する計画等 <table><tr><td>○ 6 期北海道農業・農村振興推進計画</td><td>○ 北海道水田収益力強化ビジョン</td></tr><tr><td>○ 北海道農業振興地域整備基本方針</td><td>○ 北海道果樹農業振興計画</td></tr><tr><td>○ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針</td><td>○ 北海道花き振興計画</td></tr><tr><td>○ 北海道特用林産振興方針</td><td>○ 北海道スマート農業推進方針</td></tr></table>	○ 6 期北海道農業・農村振興推進計画	○ 北海道水田収益力強化ビジョン	○ 北海道農業振興地域整備基本方針	○ 北海道果樹農業振興計画	○ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針	○ 北海道花き振興計画	○ 北海道特用林産振興方針	○ 北海道スマート農業推進方針
○ 6 期北海道農業・農村振興推進計画	○ 北海道水田収益力強化ビジョン								
○ 北海道農業振興地域整備基本方針	○ 北海道果樹農業振興計画								
○ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針	○ 北海道花き振興計画								
○ 北海道特用林産振興方針	○ 北海道スマート農業推進方針								
（２）水稲	「売れる米づくり」を基本として、高品質・良食味米の安定生産や業務用米、加工・飼料用米等の多様なニーズに対応した生産の取組などを推進するため、乾燥調製等の体制整備や直播栽培、高密度播種などの低コストで省力的な生産技術の普及を推進する。								
（３）畑作物	次に掲げる品目について、適正な輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズに即した計画的かつ安定的な生産を推進する。また、持続的畑作確立枠を活用し、経営規模の拡大や新たな販路の開拓、生産体系の抜本的な改革等に必要な省力作業化機械体系等を導入することにより、輪作体系を確立する。 ア 麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。） 日本めん用、パン・中華めん用などの各用途の需給動向に即した品種の作付けとともに、地域特性に応じた安定栽培技術の普及等による収量・品質の高位安定化、効率的な収穫乾燥調製貯蔵体制の整備などによる低コスト・省力生産を推進する。 イ 豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。） 需要動向に即した計画的な作付けとともに、安定栽培技術の普及等による収量の高位安定化、品質を重視した適期収穫、乾燥調製等の徹底、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進する。 ウ そば 地域ブランド化や契約栽培による安定需要を確保しつつ、適期収穫による単収の増加や適切な乾燥調製による品質の向上などにより、需要動向に即した安定生産を推進する。								

	エ てん菜 輪作体系上重要な基幹作物として、作付けの安定化を推進するとともに、低コストで省力的な生産・供給体制の整備を推進する。 オ 馬鈴しょ 加工食品用への供給拡大など実需者ニーズに対応した作付けとともに、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入や種子用馬鈴しょの生産性向上に向けた取組と併せて、低コストで省力的な生産・供給体制の整備を推進する。 カ 子実用とうもろこし 地域特性に応じた安定栽培技術の普及等による収量・品質の高位安定化、収穫作業の機械化や組織化などによる省力化・低コスト生産を推進する。
(4) 野菜等	需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進する。 また、環境制御や再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進する。 きのこ及び山菜類については、消費者への普及・PRや消費者ニーズに応じた製品開発などによる需要拡大と、生産技術の習得、さらには競争力の強化に向けた生産体制の整備などによる安定供給を推進する。
(5) 果樹	消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった競争力のある品種への改植や低コスト・省力栽培技術の導入による高品質でおいしい果実の安定生産とともに、産地ブランド化や異業種と連携した6次産業化、高付加価値化を促進する取組を推進する。
(6) 花き	消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった高品質花きの安定生産体制の構築に向けた省力・省エネルギー栽培技術や、鮮度や品質保持に向けた流通体制の高度化を推進する。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 計画審査方針 産地パワーアップ計画が、農産物生産の高収益化に向けた産地の取組方向を明確化し、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けて、その方向性に即して実施する地域の一体的な取組を位置付けた計画であることを踏まえ、計画の審査に当たっては、次に掲げる事項がすべて満たされたものとなっているか審査するものとする。 ア 産地の生産・構造面の現状と課題が数値等で整理されており、産地の収益性の向上、輪作体系の確立のための取組内容が、産地の収益性向上、輪作体系の確立を実現する妥当なものとなっている。 イ 計画に位置付けられた取組主体事業計画が、産地全体の収益性向上、輪作体系の確立に資する最適な手段とされており、取組目標を達成することによって成果目標が達成されるものとなっている。 ウ 地域の関係者の共通認識と合意に基づき計画が策定されており、地域の関係者が適切な役割分担の下、実行されるものとなっている。 (2) 産地パワーアップ計画・取組主体事業計画審査等の体制 ア 道 総合振興局・振興局において、管内の地域協議会から提出された産地パワーアップ計画（取組主体事業計画を含む）及び市町村等から提出された産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5の1のただし書により実施する災害等緊急に対応する事業に係る取組主体事業計画を審査承認する。なお、承認に当たっては、あらかじめ本庁と協議する。 イ 地域協議会 助成金の交付事務を円滑に実施するため、取組主体事業計画の審査に当たっては、地域協議会の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者を主に、地域協議会の構成員が連携することにより、取組主体事業計画の審査制度を高めるよう努めるものとする。 (3) 事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、総合振興局・振興局及び市町村と連携し、事業の推進・指導にあたるものとする。 なお、新規作物の生産の取組に支援する場合にあっては、地域協議会において新規作物の生産の実現可能性や事業効果等について十分検討するとともに、生産者、実需者、地域協議会、その他関係機関が一体となった推進体制の下、効果的な事業実施に万全を期すものとする。	
--	--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	(1) 交付等要綱別表2のⅡ整備事業のメニューの欄1収益性向上対策 に掲げる施設を助成対象とする。 (2) 事業対象とする取組は、交付等要綱別記2別紙1、共通1及び2の要件等を満たすものとする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	助成対象経費及び取組要件については、交付等要綱別記2別紙1のⅠによるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 ア 農業機械の導入に当たっては、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」及び「農業機械導入計画策定の手引き」を参考に、能力及び台数を決定するものとする。 イ 事業効果を地域全体に波及させるため、トラクターは、農業機械をけん引するため、当該機械と一体的に導入する乗用トラクターであって、以下に掲げる要件を全て満たすものに限り、助成対象とする。 なお、持続的畑作確立枠を活用してトラクターを導入しようとする場合は、以下に掲げる(イ)のみを満たす場合であっても助成対象とするものとする。 (ア) 農作業受委託組織が取組主体となり実施する農作業の外部化の取組に必要となるものである場合、受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）5名以上が共同利用する場合又は農地所有適格法人等が所有する場合のいずれかであること。 (イ) 乗用トラクターの規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。 ウ 中古農業機械等の導入については、中古農業機械等の故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等の取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としないものとする。 (2) 生産資材等の導入 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費のうち、パイプハウス（果樹の雨よけハウスを除く。）資材は、次のいずれかに該当するものに限り、助成対象とする。 ア 省エネ設備（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、被覆設備、循環扇、LED等）を導入するパイプハウスのパイプ等資材 イ 管理作業の省力化が図られる機能を有するパイプハウスのパイプ等資材 (3) 持続的畑作確立枠 輪作体系を構築する基幹作物として都道府県が定める基幹作物は、麦類、馬鈴しょ、てん菜、豆類、子実用とうもろこしとする。 なお、助成対象作物及び取組内容は、交付等要綱別記2別紙1のⅠの1の(7)のウに記載されているとおりとする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	助成対象経費及び取組要件については、交付等要綱別記2別紙1のⅠの2によるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。 ア 計画策定等に要する経費の上限は50万円とし、これを超えて助成対象経費とすることはできないものとする。 イ 技術実証に要する経費のうち、農業機械等のリース導入及びレンタル導入にあっては、4(1)②の(1)ア及びウに準じるものとする。

④ 交付等要綱第5の1のただし書により実施する災害等緊急に対応する事業

取組要件

交付等要綱第5の1のただし書により、農林水産省農産局長が特に必要と認め、緊急に実施する事業を、関係要領等に基づき実施する。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

(3) 目標年度

原々種から原種、原種から採種と段階的に種子種苗の生産及び増殖を行い、その種子種苗を農業者等へ供給し、供給された種子種苗由来の生産物を生産する一連の取組に関する成果目標を設定の上、本事業に取り組む場合は、事業実施年度から起算して5年までの範囲内を目標年度とすることができるものとし、原々種から生産物までの生産増殖に関する年次別の生産経過等や成果目標を達成するために設定した目標年度が必要であることを明らかにした資料を提出するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 取組内容及び対象経費の確認方法

ア 計画提出時

(ア) 産地パワーアップ計画

交付等要綱別添参考様式2-1号によるものとするほか、別に定める達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値を記載した参考資料を添付するものとする。

(イ) 取組主体事業計画

交付等要綱別添参考様式3-1号によるものとするほか、次に掲げる参考資料を添付するものとする。

a 整備事業

- ① 営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ② 組織及び運営についての規約（取組主体が団体等の場合）
- ③ 施設及び農業機械等に係る管理運営規程（取組主体が団体等の場合）
- ④ 事業内容の現状、課題、目標等が確認可能な書類
- ⑤ 位置、配置図、平面図
- ⑥ 概算設計書
- ⑦ 受益農業者一覧
- ⑧ 見積書等の事業費の積算根拠資料
- ⑨ 成果目標の設定に係る算出根拠
- ⑩ 費用対効果分析及び算出根拠資料
- ⑪ 施設の規模算定根拠
- ⑫ 施設の能力、稼働期間の詳細、施設利用計画
- ⑬ 既存施設に係る保有状況等一覧表（本事業計画に関わるもの）
- ⑭ 収支実績及び収支計画（本事業計画に関わるもの）
- ⑮ 既存施設の再編合理化に係る検討資料（施設再編を実施する場合）
- ⑯ 配分基準ポイントの根拠資料

⑰ 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書の写し

⑱ その他取組要件の確認に必要な資料

ｂ 基金事業

① 営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）

② 組織及び運営者の規約（取組主体が団体等の場合）

③ 施設及び農業機械に係る管理運営規程（取組主体が団体等の場合）

④ 事業内容の現状、課題、目標等が確認可能な書類

⑤ 成果目標の設定に係る算出根拠

⑥ 導入機械等の利用計画

⑦ 導入農業機械等の能力及び台数等の算定根拠

⑧ 導入農業機械、資材等の概算見積書（複数の販売会社の見積書）

⑨ 導入農業機械、資材等のカタログ

⑩ 取組主体における収支実績及び収支計画

⑪ 動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書の写し

⑫ パイプハウス導入場所の配置図（パイプハウス等資材導入の場合）

⑬ 費用対効果分析及び算出根拠資料（機械等の導入の場合）

⑭ 公共性等（経営面積や作業受託面積の拡大等又は地域のモデル性等）の説明根拠資料（機械等の導入の場合）

⑮ その他取組要件の確認に必要な資料

⑯ 持続的畑作確立枠の取組においては、現状と目標年の輪作体系を整理した資料

なお、整備事業を行う場合は「a 整備事業」に準じるものとする。

イ 実績報告時

北海道補助金等交付規則(昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「北海道交付規則」という。)及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領(令和5年(2023年)3月14日付け農産第1396号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。)によるものとする。

(2) 帳簿及び書類の備付け

ア 補助事業者及び取組主体は、本事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。ただし、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存するものとする。

イ 取組主体は、整備事業にあつては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。）第3に定める関係書類を整理保存するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

知事は、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業及び交付等要綱第5の1のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業）にあつては市町村長に対し、基金事業（うち効果増進事業）にあつては地域議会会長に対し交付を受けた助成金を交付するものとし、知事から助成金の交付を受ける市町村長（以下「補助事業者」という。）は、取組主体（市町村が取組主体となるものを除く。）に対して助成金を交付することを基本とする。

なお、知事から補助事業者への助成金の交付手続きについては、北海道交付規則及び事務取扱要領によるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 契約に当たっての条件

- ア 取組主体は、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならない（基金事業における農業機械等の導入又はリース導入及び生産資材等の導入の場合は、一般競争入札の実施又は複数の業者による見積もりの提出。）。ただし、一般競争入札に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。
- イ 取組主体は、アによる契約をしようとする場合には、当該契約に係る指名競争入札又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 助成金の返納の条件

取組主体は、助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、交付等要綱第9の2に従って、補助金から減額して申請するものとする。

(4) 財産の管理等の条件

取組主体は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(5) 財産処分の制限の条件

- ア 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。

(6) 取組主体事業計画の評価の条件

取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

8 その他

この実施方針の策定に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（令和2年3月16日策定）は廃止する。なお、廃止の前の実施方針に基づく取組は、なお従前の例による。

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

農業者の少子高齢化・後継者不足が進む中、国際競争力及び生産体制の一層の強化を図るため、既存の農業用ハウスや果樹園等の生産装置について、地域の実情に応じて継承のあっせんや再整備・改修等を行うことを通じ、担い手等に円滑に継承させていくことにより、生産基盤を維持・強化する。

2 基本方針

作物名	
(1) 水稲、畑作物、野菜等、果樹、花き	本道の農業振興に関する計画等と整合させつつ、生産装置の円滑な継承を進め、生産基盤の維持、強化を図る取組を支援する。 (参考) 本道の農業振興に関する計画等 ○6期北海道農業・農村振興推進計画 ○北海道農業振興地域整備基本方針 ○北海道農業経営基盤強化促進基本方針 ○北海道特用林産振興方針 ○北海道水田収益力強化ビジョン ○北海道果樹農業振興計画 ○北海道花き振興計画 ○北海道スマート農業推進方針
	販売額又は作付面積の維持・増加を成果目標とし、下記取組を支援する。 - 新規就農者又は担い手への農業用ハウスの譲渡又はこれらのものが譲渡を受けた後の営農開始を目的とするハウスの再整備及び改修。 - 継承者への樹体等の譲渡又は継承者が樹体等の譲渡を受けた後の営農再開を目的とする樹園地の再整備及び改修。 - 作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能が効率的かつ円滑に継承されることを目的とする農業機械の再整備及び改良。 - 産地における継承・強化体制の構築及び生産装置の継承ニーズの把握・マッチング等。 - 栽培管理・労務管理等の技術実証及び技術継承・普及のための研修等による人材育成等。

(2) 各品目の個別方針	次の施策の推進方向と整合している取組を支援する。
(ア) 水稻	「売れる米作り」を基本として、高品質・良食味米の安定生産や業務用米、加工・飼料用米等の多様なニーズに対応した生産の取組などを推進するため、直播栽培、高密度播種などの低コストで省力的な生産技術の普及を推進する。
(イ) 畑作物	次に掲げる品目について、適正な輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズに即した計画的かつ安定的な生産を推進する。 ア 麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。） 日本めん用、パン・中華めん用などの各用途の需給動向に即した品種の作付けとともに、地域特性に応じた安定栽培技術の普及等による収量・品質の高位安定化などによる低コスト・省力生産を推進する。 イ 豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。） 需要動向に即した計画的な作付けとともに、安定栽培技術の普及等による収量の高位安定化、品質を重視した適期収穫、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進する。 ウ そば 地域ブランド化や契約栽培による安定需要を確保しつつ、適期収穫による単収の増加による品質の向上などにより、需要動向に即した安定生産を推進する。 エ てん菜 輪作体系上重要な基幹作物として、作付けの安定化を推進するとともに、低コストで省力的な生産・供給体制の整備を推進する。 オ 馬鈴しょ 加工食品用への供給拡大など実需者ニーズに対応した作付けとともに、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入や種子用馬鈴しょの生産性向上に向けた取組と併せて、低コストで省力的な生産・供給体制の整備を推進する。 カ 子実用とうもろこし 地域特性に応じた安定栽培技術の普及等による収量・品質の高位安定化、収穫作業の機械化や組織化などによる省力化・低コスト生産を推進する。
(ウ) 野菜等	需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進する。 また、環境制御や再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進する。 きのこ及び山菜類については、消費者への普及・PRや消費者ニーズに応じた製品開発などによる需要拡大と、生産技術の習得、さらには競争力の強化に向けた生産体制の整備などによる安定供給を推進する。
(エ) 果樹	消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった競争力のある品種への改植や低コスト・省力栽培技術の導入による高品質でおいしい果実の安定生産を推進する。
(オ) 花き	消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった高品質花きの安定生産体制の構築に向けた省力・省エネルギー栽培技術の高度化を推進する。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 計画審査方針

産地パワーアップ計画が、生産基盤の強化を図るため、生産装置の担い手等への円滑な継承に向けた推進方向を明確化するとともに、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けて、必要な生産基盤の再整備等を実施する計画であることを踏まえ、計画の審査に当たっては、次に掲げる事項がすべて満たされたものとなっているが審査するものとする。

ア 産地の生産・構造面の現状と課題が数値等で整理されており、取組内容が、生産装置を担い手等へ円滑に継承し、生産基盤の強化を実現する妥当なものとなっている。

イ 取組主体事業計画が、生産基盤の強化に向けて、生産装置を担い手等へ円滑に継承する最適な内容となっており、取組目標を達成することによって成果目標が達成されるものとなっている。

ウ 地域の関係者の共通認識と合意に基づき策定されており、地域の関係者が適切な役割分担の下、実行されるものとなっている。

(2) 産地パワーアップ計画・取組主体事業計画審査等の体制

ア 道

総合振興局・振興局において、管内の地域協議会から提出された産地パワーアップ計画（取組主体事業計画を含む）及び市町村等から提出された交付等要綱第5の1のただし書により実施する災害等緊急に対応する事業に係る取組主体事業計画を審査承認する。なお、承認に当たっては、あらかじめ本庁と協議する。

イ 地域協議会

助成金の交付事務を円滑に実施するため、取組主体事業計画の審査に当たっては、地域協議会の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者を主に、地域協議会の構成員が連携することにより、取組主体事業計画の審査精度を高めるよう努めるものとする。

(3) 事業の推進・指導

産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、総合振興局・振興局及び市町村が連携し、事業の推進・指導にあたるものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすものとする。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹のうち、右の取組要件を満たすもの。	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすものとする。 ただし、果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種は、北海道果樹農業振興計画（令和3年3月策定）において振興品種に位置づけられているもののうち、別表に掲げるものとする。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記２別紙２の要件を満たすもののほか、次のとおり取り扱うこととする。 (１) 農業機械の導入に当たっては、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」及び「農業機械導入計画策定の手引き」を参考に、能力及び台数を決定するものとする。 (２) トラクターについては、農業機械をけん引するため、当該機械と一体的に導入する乗用トラクターであって、その規格が導入を予定する機械に対して、適切なものであるもののみを助成対象とする。 (３) 中古農業機械等の導入については、中古農業機械等の故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等の取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としないものとする。

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記２別紙２の要件を満たすものとする。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記２別紙２の要件を満たすもののほか、次のとおり取り扱うこととする。 (１) 農業機械の導入に当たっては、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」及び「農業機械導入計画策定の手引き」を参考に、能力及び台数を決定するものとする。 (２) トラクターについては、農業機械をけん引するため、当該機械と一体的に導入する乗用トラクターであって、その規格が導入を予定する機械に対して、適切なものであるもののみを助成対象とする。 (３) 中古農業機械等の導入については、中古農業機械等の故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等の取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としないものとする。 (４) 果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種は、北海道果樹農業振興計画（令和３年３月策定）において振興品種に位置づけられているもののうち、別表に掲げるものとする。

(２) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1)取組内容及び対象経費の確認方法

ア 計画提出時

(ア)産地パワーアップ計画

交付等要綱別添参考様式2-2号によるものとする。

(イ)取組主体事業計画

交付等要綱別添参考様式3-2号によるものとするほか、次に掲げる参考資料を添付するものとする。

a 整備事業

- ① 営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ② 組織及び運営についての規約（取組主体が団体等の場合）
- ③ 施設に係る管理運営規程（取組主体が団体等の場合）
- ④ 事業内容の現状、課題、目標等が確認可能な書類
- ⑤ 位置、配置図、平面図
- ⑥ 概算設計書
- ⑦ 受益農業者一覧
- ⑧ 見積書等の事業費の積算根拠資料
- ⑨ 成果目標の設定に係る算出根拠
- ⑩ 費用対効果分析及び算出根拠資料
- ⑪ 施設の規模算定根拠
- ⑫ 施設の能力、稼働期間の詳細、施設利用計画
- ⑬ 既存施設に係る保有状況等一覧表（本事業計画に関わるもの）
- ⑭ 収支実績及び収支計画（本事業計画に関わるもの）
- ⑮ 既存施設の再編合理化に係る検討資料（施設再編を実施する場合）
- ⑯ 配分基準ポイントの根拠資料
- ⑰ 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書の写し
- ⑱ その他取組要件の確認に必要な資料

b 基金事業

- ① 営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ② 組織及び運営者の規約（取組主体が団体等の場合）
- ③ 施設及び農業機械に係る管理運営規程（取組主体が団体等の場合）
- ④ 5年以内に継承者への譲渡を行うことが分かる継承計画書等の書類
- ⑤ 事業内容の現状、課題、目標等が確認可能な書類
- ⑥ 成果目標の設定に係る算出根拠
- ⑦ 導入機械等の利用計画（農業機械の再整備・改良及び生産技術の継承・普及に向けた取組を行う場合）
- ⑧ 導入農業機械等の能力及び台数等の算定根拠（農業機械の再整備・改良及び生産技術の継承・普及に向けた取組を行う場合）
- ⑨ 導入農業機械、資材等の概算見積書（複数の販売会社の見積書）

- ⑩ 導入農業機械、資材等のカタログ
- ⑪ 取組主体における収支実績及び収支計画
- ⑫ 動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書の写し
- ⑬ 改植実施園の位置図及びほ場図面（果樹園等の再整備・改修及び生産技術の継承・普及に向けた取組を行う場合）
- ⑭ パイプハウス導入場所の配置図（農業用ハウスの再整備を行う場合）
- ⑮ 費用対効果分析及び算出根拠資料（農業機械の再整備を行う場合）
- ⑯ 公共性等（経営面積や作業受託面積の拡大等又は地域のモデル性等）の説明根拠資料（農業機械の再整備を行う場合）
- ⑰ その他取組要件の確認に必要な資料

イ 実績報告時

北海道交付規則及び事務取扱要領によるものとする。

（２）帳簿及び書類の備付け

ア 補助事業者及び取組主体は、本事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。ただし、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存するものとする。

イ 取組主体は、整備事業にあつては、強い農業づくり事務取扱い第３に定める関係書類を整理保存するものとする。

６ 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

別表２に規定するとおりとする。

７ 取組主体助成金の交付方法

Ⅰ 収益性向上対策と同様とする。

８ 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し、地域協議会等を通じて取組主体に通知し、事業の確実な履行を行うことを条件とする。

９ その他

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等の施用による土壌の物理性の改善や微量要素の供給などの土づくり効果の実証を通じ、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進することで、有機物資源の地域内循環に貢献するとともに、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

本道の施肥に関する計画等と整合させつつ、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進する。

（参考）本道の施肥に関する計画等

○北海道施肥ガイド2020

○北海道クリーン農業推進計画（第7期）

本道では、全国に先駆けて、化学肥料等の使用を最小限とするクリーン農業を推進してきたところであり、農業者による堆肥等の実証的な活用に向けた下記取組を支援する。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

- ・堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材及び緑肥等（以下「堆肥等」という。）の実証的な活用に向けた実証ほの設置
- ・堆肥等の実証的な活用の効果確認のための土壌分析
- ・上記取組の効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等の取組

3 本事業の推進・指導方針・体制

（1）本事業の推進体制

事業の効果的な実施に向けて、総合振興局・振興局及び市町村と連携し、事業の推進・指導にあたるものとする。また、堆肥等の活用に当たっては、必要に応じて農業協同組合の営農指導や普及センターなどの助言を求めることとする。

（2）計画審査方針

産地パワーアップ計画が、次に掲げる事項を満たしているか審査するものとする。

ア 産地の生産・構造面の現状と課題が数値等で整理されており、取組内容が、農地土壌の生産力の維持・増進を図る妥当なものとなっている。

イ 取組主体事業計画が、農地土壌の生産力の維持・増進を図る最適な内容となっており、経費の内訳が適切なものとなっている。

ウ 地域の関係者の共通認識と合意に基づき策定されており、地域の関係者が適切な役割分担の下、実行されるものとなっている。

（3）産地パワーアップ計画、取組主体事業計画審査等の体制

ア 道

総合振興局・振興局において、管内の地域協議会から提出された産地パワーアップ計画（取組主体事業計画を含む）を審査承認する。なお、承認に当たっては、あらかじめ本庁と協議する。

イ 地域協議会

助成金の交付事務を円滑に実施するため、取組主体事業計画の審査に当たっては、地域協議会の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者を主に、地域協議会の構成員が連携することにより、取組主体事業計画の審査制度を高めるよう努めるものとする。

4 取組要件

(1) 対象作物

本事業の対象作物は、Ⅰ収益性向上対策の2基本方針に定める作物とする。

(2) 活用する堆肥等の種類

本事業で活用する堆肥等は以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき特殊肥料としての届出がなされたもののほか、混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは指定複合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準に基づき適切な品質表示がなされたもの。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定複合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるもの。

イ 緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。

ウ 堆肥については、十分に発酵・腐熟しているもの。

エ 堆肥の施用に当たっては、海外の牧草由来のクロピラリド（除草剤成分）が残留している可能性があるため、輸入乾牧草等由来の原料を使用した堆肥を使用し、ナス科、マメ科、キク科等のクロピラリドによる生育障害を受けやすい作物を対象として取組を行う場合には、事前に生物検定を行うなど、生育障害が発生しないように留意する。
なお、生物検定の方法などの詳細は下記URLを参照のこと。

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/011167.html

(3) 施用量の設定

ア 堆肥の施用量は、「北海道施肥ガイド2020」等を参考に、地域の気象条件、土壌条件、栽培作物等を踏まえて設定すること。なお、河川や地下水等への影響を考慮し、過剰な施用は行わないこと。

イ 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件、栽培作物等を踏まえて設定すること。

ウ 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや「北海道緑肥作物等栽培利用指針」等を参考に設定すること。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。

(4) 取組を行うほ場の選定方法

堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場を対象とするが、土壌分析の結果等から地力の低下が見られ、堆肥の施用がその改善に有効であると認められる場合には、過去に堆肥を施用していたほ場も対象とすることができる。

(5) 土壌分析の実施

取組主体は、実証ほの選定や土づくりの効果の検証のため、実証前後において行うこととする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 取組内容及び対象経費の確認方法

ア 計画提出時

(ア) 産地パワーアップ計画

交付等要綱別添参考様式2-2号によるものとする。

(イ) 取組主体事業計画

交付等要綱別添参考様式3-2号によるものとするほか、次に掲げる参考資料を添付するものとする。

- ① 営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ② 組織及び運営者の規約（取組主体が団体等の場合）
- ③ 事業内容の現状、課題、目標等が確認可能な書類
- ④ 成果目標の設定に係る算出根拠
- ⑤ 事業実施ほ場の面積等が分かる図面
- ⑥ 事業推進に伴い実施する検討会等の内容が分かる書類（検討会等を実施する場合）
- ⑦ 事業実施に要する堆肥等の代金や分析費用等、事業費の算出の根拠となる書類の写し
- ⑧ 堆肥については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき肥料の登録又は届出がされている堆肥であることを確認できる書類
- ⑨ 土壌改良資材については、地力増進法の政令で定める種類の土壌改良資材として、土壌改良資材品質表示基準に基づく適切な品質表示がされていることを確認できる書類
- ⑩ その他取組要件の確認に必要な資料

イ 実績報告時

北海道交付規則及び事務取扱要領によるものとする。

(2) 帳簿及び書類の備付け

ア 補助事業者及び取組主体は、本事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

(1) 取組主体助成金の交付方法

I 収益性向上対策と同様とする。

(2) 助成金の補助率

定額。ただし、堆肥散布機械のリース導入については、リース導入する堆肥散布機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。

(3) 助成金の上限

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30千円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アール当たり35千円を乗じた額と堆肥散布機械のリース導入に係る費用を加算した額を上限とする。

また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し、地域協議会等を通じて取組主体に通知し、事業の確実な履行を行うことを条件とする。

また、取組主体は本事業の活用後、継続して堆肥等を活用することにより農地土壌の生産力の維持・増進に努めるものとする。

別表

果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種

品目名	品種名及び選定理由
りんご	○道の優良品種として普及しているもので、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上又は道内においておおむね１割以上を占める主要品種（３品種） つがる、ふじ、昂林 ○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアが５０％超の品種（６品種） レッドゴールド、ハックナイン、あかね、ひめかみ、紅將軍、旭
生食用ぶどう	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（２品種） キャンベルアーリー、ナイヤガラ ○道の優良品種として普及しているもので、道内においておおむね１割以上を占める主要品種（２品種） デラウェア、ポートランド ○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアが５０％超の品種（２品種） バッファロー、旅路
醸造用ぶどう	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（２品種） ピノ・ノワール、シャルドネ ○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアが５０％超の品種（８品種） ケルナー、ツバイゲルト、ミュラートウルガウ、山幸、セイベル１３０５３、バッカス、清見、セイベル５２７９
おうとう	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（３品種） 佐藤錦、北光、南陽
西洋なし	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（５品種） バートレット、ブランディワイン、オーロラ、マルゲリット・マリーラ、ゼネラル・レクラーク
中国なし	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（１品種） 身不知
プルーン	○本道の栽培面積において、当該品種の全国シェアがおおむね５％以上あり、道内の品目全体のおおむね１割以上を占める主要品種（２品種） サンプルーン、ベイラー
すもも	○道の優良品種として普及しているもので、道内においておおむね１割以上を占める主要品種（１品種） 大石早生
ハスカップ	○全国シェア１００％の本道固有の果樹品目 千歳６号、千歳８号、ゆうふつ、ゆうしげ、あつまみらい
アロニア	○本道の栽培面積において、全国シェア９３％の果樹品目 ロシア種、北米種

別表2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策に係る事業計画の認定の優先順位の設定方法

○ 計画認定の考え方

- 1 国の事業要件を満たしている計画であること。
- 2 1の計画について、下記のとおりポイント付けし、ポイントの高い者から予算の範囲内で認定する。
- 3 同点となった場合は、中小規模、家族経営農家が保有する生産装置を円滑に新規就農者等に継承し、産地の生産環境を維持することで、産地の生産基盤の強化を図ることを目的とする、本対策の趣旨を踏まえ、以下に掲げる事項により多く該当する取組を優先する。
 - ① 取組主体の経営面積(複数戸の取組主体が位置づけられる計画の場合、その平均経営面積)が、当該市町村が属する総合振興局及び振興局の農家一戸あたり平均経営面積より小さい。
 - ② 取組主体の経営面積(複数戸の取組主体が位置づけられる計画の場合、その平均経営面積)が、北海道全体の農家一戸あたり平均経営面積より小さい。
- 4 1～3を勘案しても順位が決しない場合は、農業用ハウスや樹園地等を継承者に譲渡する期日がより早い取組を優先する。

○ 配分基準について

1. 必須ポイント(成果目標及び取組目標)
 - (1) 成果目標

下記のいずれかを選択。

(ア) 総販売額の維持又は増加	
＋ 0%以上10%未満	5 ポイント
＋ 10%以上20%未満	6 ポイント
＋ 20%以上	7 ポイント
(イ) 総作付面積の維持又は増加	
＋ 0%以上10%未満	5 ポイント
＋ 10%以上20%未満	6 ポイント
＋ 20%以上	7 ポイント
 - (2) 取組目標

設定した取組目標について、以下によりポイントを算定し、ポイントの高い順に2つまで選択することができる。

(ア) 輸向向けの生産開始又は輸出額の増加	
増加率 10%未満	
または、輸向向けの生産を開始した場合(現状値が0)	6 ポイント
増加率 10%以上	7 ポイント
(イ) 実施要領別紙16に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加	
別紙16に掲げる重点品目の販売額の増加率 10%未満	
または、別紙16に掲げる重点品目の生産を開始した場合(現状値が0)	6 ポイント
別紙16に掲げる重点品目の販売額の増加率 10%以上	7 ポイント
(ウ) 生産コストの低減	
▲ 10%未満	6 ポイント
▲ 10%以上	7 ポイント
(エ) 労働生産性の向上	
10%未満	6 ポイント
10%以上	7 ポイント
(オ) 契約販売率の増加	
10%未満	6 ポイント
10%以上	7 ポイント

2. 選択ポイント

以下の(1)～(5)に該当する取組の場合は、各々の得点を加算する。

(1) 安定生産体制確立ポイント

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力ある農産物の安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、品目ごとに指定する各項目に該当する取組に対して、2ポイントを加算する。

< 水稻に関する取組 >

- ・ 直播栽培、高密度播種等の低コスト化及び省力化に資する技術を活用した生産を行う場合。
- ・ 実需者ニーズに即した業務用米、加工・飼料用等の用途に応じた生産を行う場合。

< 野菜等及び果樹に関する取組 >

- ・ 実需者ニーズに即した加工・業務用向けの生産を行う場合。
- ・ 異業種と連携した6次産業化や高付加価値化を促進する取組である場合。

< 花きに関する取組 >

- ・ 高品質花き生産に向けた低コスト生産技術や高温対策技術を取り入れた生産を行う場合。

< 畑作物に関する取組 >

- ・ 計画的、安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、下記に示すいずれかの取組を行う場合。
 - ① 緑肥の活用による土づくりを行うこと。
 - ② 豆類を生産する取組にあっては、狭畦、密植栽培を行うこと。
 - ③ てん菜を生産する取組にあっては、直播栽培や高性能移植機の活用等、低コストで省力的な生産技術を導入すること。
 - ④ ばれいしょを生産する取組にあっては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付を行うこと。

(2) 新規就農者ポイント

事業を活用し、農業用ハウス等の継承を受ける新規参入者を支援するため、以下の①又は②に該当する取組に対して、その各々についてポイントを加算する。

① 新規参入者である場合、2ポイントを加算する。

(新規参入者とは、新規就農者のうち土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)

② 新規就農者が、新規就農に向けて各種研修に参加した場合、1ポイントを加算する。

(3) 経営の継続性ポイント

事業の活用を受ける農業経営体の経営継続性を担保するため、下記のいずれかに該当する取組に対して、2ポイントを加算する。

- ・ 本事業を活用して整備・改修等を行う農業施設等の主たる継承者が40才未満である場合
- ・ 本事業を活用して整備・改修等を行う農業施設等の主たる継承者が法人である場合

(4) ICTポイント

労働力不足への対応として期待されるICTやロボット技術等の先端技術導入を促進するため、スマート農業技術の導入を行う取組に対して、2ポイントを加算する。

対象となる先端技術の一例

ロボットトラクター、自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機、可変施肥システム、ドローン、収穫機・運搬機・選果機の自動技術、農業用アシストスーツ、土壌情報管理システム、水田給排水システム、施設園芸の環境計測装置及び環境制御装置 等

(5) 地域ポイント

中小規模、家族経営農家が保有する生産装置を円滑に新規就農者等に継承し、産地の生産環境を維持することで、産地の生産基盤の強化を図ることを目的とする、本対策の趣旨を踏まえ、以下に掲げる項目のいずれかに該当する取組に対して、2ポイントを加算する。

- ① 取組主体が属する市町村の平均経営面積が、当該市町村が属する総合振興局及び振興局のそれを下回っている。
- ② 取組主体が属する市町村の平均経営面積が、北海道全体のそれを下回っている。
- ③ 取組主体が属する市町村の基幹的農業従事者における65歳以上の割合が、当該市町村が属する総合振興局及び振興局のそれを上回っている。

- ④ 取組主体が属する市町村の基幹的農業従事者における65歳以上の割合が、北海道全体のそれを上回っている。

別に定める様式（産地生産基盤パワーアップ事業実施方針5－（1）－ア－（ア））

対象となる作物	産地の収益性の向上のための取組内容	達成すべき成果目標の具体的な内容				
		成果目標の内容				
		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法
（例） 野菜		（例） （　○年） 生産コスト ○○円／10a	（例） （　○年） 生産コスト ○○円／10a	（例） ○%削減	（例） 現状の生産コストは、生産資材費が○円／10a、人件費が○円／10a、○○費が○円／10aで、合計○○円／10aである。 今回、事業を実施することにより、 ①集出荷貯蔵施設の整備を機に、栽培技術講習会を開催し、効率的な○○栽培技術を受益農家へ導入する。 その結果、○○作業に係る労働時間が現行○時間から○時間削減され、○○円／10aの生産コストが削減される。 ②○○を導入することにより、現在、個々の農家が行っている○○作業が不要となるため、○○作業に係る労働時間が現行○時間から○時間削減され、○○円／10aの生産コストが削減される。 以上①、②の結果、合計○○円／10aの生産コスト削減となり、現行○○円／10aの生産コストから○%の削減が図られる。	※客観的な手法（方法）により検証ができることを原則とする。 （例） 全受益農家に作業時間と資材費の記帳を義務づけ、 ①全受益農家の平均値により労働時間の変化を算出する。 ②生産コストに占める人件費が5割であるため、労働時間の削減が20%減なら、10%の生産コスト削減 ③生産コストに占める生産資材費が3割であるため、生産資材費の削減が10%減なら、3%の生産コスト削減

- （注）
- 1 「産地の収益性の向上のための取組内容」は、産地パワーアップ計画書1－（2）の記載内容を記入すること。
 - 2 「目標値」は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2第4の5の（1）の取組内容、目標値を記入すること。
 - 3 「現状値」は、原則、取組の前年度とし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対外的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。
 - 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 - 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。